



氏 名
本井 克樹

事務所
住 所：〒107-0052
東京都港区赤坂3-2-12 赤坂ノアビル7F
長野国助法律事務所
電 話：03-3587-2511
F A X：03-3587-2560

主 な 経 歴 (登録年月日、弁護士会活動や主な公益活動等)

平成12年4月	弁護士登録
平成13年4月～平成16年3月	東京弁護士会法律相談センター法律相談担当
平成16年7月～現在	東京弁護士会弁護士研修センター運営委員
平成17年4月～現在	同委員会副委員長
平成17年4月～平成18年3月	東京弁護士会法律相談センター法律相談担当
平成18年4月～平成19年3月	東京商工会議所北支部法律相談員
平成19年4月～平成20年3月	東京弁護士会法律相談センター法律相談担当
平成19年5月～現在	東京弁護士会司法改革総合センター委員

主 な 取 扱 い 分 野

1.公害 2.日照 3.クレサラ 4.労働(労・使) 5.行政 6.税務 7.借地借家
8.海事 9.倒産 10.独禁法 11.涉外 12.親族 13.相続 14.著作権
15.工業所有権 16.医療問題 17.民暴 18.建築紛争 19.消費者 20.交通事故
21.PL 22.コンピュータ 23.労災 24.不動産取引 25.金融取引 26.ドメステ
ィックバイオレンス 27.セクハラ 28.その他(インターネット)

※該当する分野を選択してください。

あっせん・仲裁人のメッセージ

紛争の多くは、一方の当事者が絶対的に正しいわけではなく、両当事者にそれぞれの言い分があり、また、一方当事者が他方当事者の言い分を誤解していたり、議論がかみ合っていなかったりすることも多くあります。そのため、紛争の解決には何よりも紛争当事者となった人たちが十分に話し合いを行い、自ら解決の道筋を見つけ出すことが重要です。そこで、私は予断をもたずに双方からまずよく話を聞くことを心がけ、解決の為の道標となることに努め、その上で、法律的な見地も加味して、当事者双方が納得する実情にかなった解決ができれば理想であるとも思っています。

当会は、貴職から頂いた個人情報を以下の目的で利用及び第三者への提供をすることがあります。

1. 上記でいただいた情報をあっせん人・仲裁人候補者名簿に登載するほか、紛争解決センターでのあっせん手続・仲裁手続において、当事者があっせん人・仲裁人の選択を希望する場合、あっせん人・仲裁人候補者名簿の閲覧、交付等による提供を行います。
2. 委嘱した事件の書類等の送付・事務連絡のために利用し、当事者に提供することがあります。
3. 各種事務連絡、研修等ご案内を行うために利用することがあります。